

青森県報

第四千四百六十三号

平成三十年
六月十五日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉課) ……四
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……四
- 保安林の指定解除……………(同) ……四
- 土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……四
- 出先機関……………(上北地域) ……六
- 道路の位置の指定……………(県民局) ……六

○右 同……………(同) ……六

告 示

青森県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	居宅介護事業者
津軽三育 介護サービス 株式会社	津軽三育 介護サービス 株式会社	津軽保健 生活協同 組合	津軽保健 生活協同 組合	名称	居宅介護事業者
南津軽郡田 舎館村大字 川部字西の 一三〇の	南津軽郡田 舎館村大字 川部字西の 一三〇の	弘前市大字 野田二丁目 の二	弘前市大字 田町五丁目 の二	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種類
〃	〃	訪問看護	訪問看護	名称	居宅介護事業所
訪問看護 センターの 実態	訪問看護 センターの 実態	津軽保健 生活協同 組合	津軽保健 生活協同 組合	名称	居宅介護事業所
南津軽郡田 舎館村大字 川部字西の 一三〇の	南津軽郡田 舎館村大字 川部字西の 一三〇の	弘前市大字 野田二丁目 の二	弘前市大字 田町五丁目 の二	所在地	変更 年月日
三〇・四・一	三〇・四・一	平成 三〇・一・一 （事業者 所在地）	平成 三〇・一・一 （事業者 所在地）		

青森県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 あうら		有限会社 恵生会		社会福祉 法人 恵仁会		〃		医療法人 幸仁会	
青森市幸畑 二丁目六の 一〇		十和田市大 字三本木字 里ノ沢一の 二四九		十和田市大 字三本木字 里ノ沢一の 六二		〃		十和田市大 字三本木字 里ノ沢一の 二四九	
〃		〃		〃		訪問介護		〃	
ヘルパー のシステ ンション み		ホーム ヘルパー システ ンション み		ホーム ヘルパー システ ンション み		ホーム ヘルパー システ ンション み		訪問看護 ステ ーション み	
弘前市大 字一〇の 一丁目	五代市大 字早稲 七五〇七 の	十和田市 稲二丁目 三二階	十和田市 東一番町 一八の一	十和田市 稲二丁目 三二階	十和田市 東一番町 一八の一	十和田市 稲二丁目 三二階	十和田市 東一番町 一八の一	十和田市 稲二丁目 三二階	十和田市 東一番町 一八の一
二六・二・一		〃		〃		〃		〃	

所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分
医療法人 幸仁会		介護予防事業者 名称
十和田市大 字三本木字 里ノ沢一の 二四九		主たる事務 所の所在地
訪問看護 ステーション み		介護予防 事業の種類
訪問看護 ステーション み		名称
十和田市東 一番町一 八の一		所在地
平成 三〇・四・一		変更 年月日

青森県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分
津軽保健生 活協同組合		居宅介護支援事業者 名称
弘前市大 字野田 二丁目二 の	弘前市大 字田町 五丁目二 の	主たる事務 所の所在地
津軽保健生 活協同組合 健康訪問 看護ステ ーション たま		名称
弘前市大 字野田 一丁目一 の二七	弘前市大 字田町 五丁目二 の二	所在地
平成 三〇・二・一		変更 年月日

青森県告示第四百六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
津軽三育 介護サービス 株式会社	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字 田町五丁目 二の二	弘前市大字 田町五丁目 二の二	居宅介護事業者 主たる事務 所の所在地	名称
南津軽郡田 舎館村大字 川部三〇の 一	訪問看護 センター どうぶの実	弘前市大字 野田一丁目 二七	弘前市大字 野田一丁目 二七	居宅介護 事業の種類	名称
〃	〃	訪問看護	訪問看護	居宅介護 事業所	所在地
南津軽郡田 舎館村大字 川部三〇の 一	訪問看護 センター どうぶの実	弘前市大字 野田一丁目 二七	弘前市大字 野田一丁目 二七	変 更 日	〃
〃	〃	平成 三〇・二・一 （事業者 所在地）	平成 三〇・二・一 （事業者 所在地）	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 あうら	青森市幸畑 二丁目六の 一〇	有 限 会 社 恵 生 会	〃	医療法人 幸仁会	十和田市大 字三本木字 里ノ沢一の 二四九
〃	〃	〃	〃	訪問介護	〃
ヘルパー センター のり	弘前市大字 大原二丁目 〇の一	ホ ー ム パ ー ス テ ル サ ー ビ ス ズ ラ	十和田市東 三番町一 八の一	みちのく ホームヘル パーサービス センター	十和田市東 三番町一 八の一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第四百六十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

平成三十年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

風間浦村

二 事業の種類

(仮称) 下風呂文化観光施設整備事業

三 起業地

1 取用の部分

青森県下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂及び字家ノ尻地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、青森県下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂及び字家ノ尻地内に「(仮称) 下風呂文化観光施設」を整備する事業(以下「本件事業」という。)であり、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業に必要な予算が、村議会において議決されており、本件事業を施行するための予算措置が講じられている。

よって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断されることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 得られる公共の利益

起業者の観光業の核である下風呂温泉は、室町時代からの歴史をもち、湯治場として有名であったことから、当時から重宝されており、江戸時代の紀行家・菅江真澄、文豪・井上靖等の著名人とゆかりのある場所でもある。恐山の「山の湯・上風呂」に対し「海岸の湯・下風呂」と言われ、自噴している二つ

の源泉溝(湯壺)を利用し、大湯浴舎・新湯浴舎(以下「二浴舎」という。)や旅館・ホテルに分湯している重要な観光資源である。また、二浴舎は下風呂地区の住民にとっても、日常生活に必要な観光資源となっている。

しかしながら、観光業については、東日本震災以降に観光客が激減し、廃業する旅館や旅館中の旅館も目立つようになった。また、多くの著名人とゆかりがあるが、それを観光資源として活かすための展示施設等はなく、観光業を再興するには、観光拠点施設の整備が急務となっている。

また、二浴舎は、築五十年以上が経過し老朽化が著しいことから、利用者の安全面での不測の事態も懸念されている。そのうえ、トイレや駐車場が未整備で、接面道路の幅員も狭く、急勾配であることから利用者にも多大な負担がかかっているため、早期に改善する必要がある。

本件事業の完成により、下風呂地区の観光拠点施設が整備されるとともに、二浴舎が集約され周辺交通環境等が改善されることから、観光客数の回復及び地区住民の更なる利用増加が見込まれ、起業者の観光業の再興に寄与することが認められる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び青森県環境影響評価条例(平成十一年青森県条例第五十六号)により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、低騒音・低振動型・排出ガス対策型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしている。

また、本件事業地内には、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)及び絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)により、保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 起業地選定の合理性

起業者は、起業地を選定するに当たって、三箇所候補地を挙げている。三案を比較すると、申請案は敷地の標高が高く、津軽海峡を広く望むことができ、最も眺望性に優れている。また、経済性では、造成費が高額であるが、用地補償費が低額となり、総事業費は最も低額となる。三案を総合的に勘

案した結果、申請案が眺望性及び経済性で最も優れており、合理的な起業地であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

3(一)で述べたように、現状は観光客が減り、廃業する旅館や旅館中の旅館も目立っていることから、観光業の再興を図る必要があり、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、二浴室を管理・運営している下風呂財産区管理会からは、本件事業の早期着手を強く要望されているところであり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと判断される。

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用の手段にはなじまないことから、取用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

風間浦村役場総務課

出 先 機 関

上北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

上北地域県民局長 櫻庭憲司

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
三沢市大津二丁目二の三 九五	六七・七四メートル	六・〇〇メートル	平成 三〇・六・五

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

上北地域県民局長 櫻庭憲司

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市ひがしの二丁目六 〇の一四〇九	九九・四六メートル	六・〇〇メートル	平成 三〇・六・五

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一 番七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
-------------------------------------	---	--------------------------------